

## MOTウェアラブルカメラサービス契約約款

### 第1条 (約款の適用)

MOTウェアラブルカメラサービス契約約款(以下、「本約款」といいます)は、株式会社USEN Camera Solutions(以下、「当社」といいます)が提供する「MOTウェアラブルカメラサービス」(以下、「本サービス」といいます)を、第3条に定める契約者が利用することに関し適用されるものとします。

### 第2条 (約款の変更)

当社は以下の場合に、当社の裁量により、本約款を変更することができるものとします。

- ① 本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
  - ② 本約款の変更が、当社と契約者の間における本サービスの利用に係る契約(以下、「利用契約」といいます。)の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は、前項による本約款の変更にあたり、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容とその効力発生日をあらかじめ当社所定の方法により契約者に通知します。
3. 変更後の本約款の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者は、本約款の変更に同意したものとみなします。

### 第3条 (定義)

本約款で使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- ① 契約者とは、本約款に同意したうえで当社に本サービスの利用申込を行い、当社と利用契約を締結した法人又は個人とします。
- ② MOTウェアラブルカメラ(以下、「カメラ端末」といいます)とは、ヘルメット、胸、腕など身体に装着してハンズフリーで周囲を撮影・録画ができる本サービス専用の小型カメラです。また、MOT/Phoneを利用することでカメラ端末同士での内線通話や管理者との通話が可能で、管理者は管理画面アプリを利用することで遠隔でカメラ端末からの映像をリアルタイムで視聴することやGPSによる位置情報の確認をすることができます。また、SOSアラートの送信が可能で、管理画面アプリにカメラ映像及びカメラの位置情報が届きます。
- ③ クラウドサーバとは、カメラ端末に保存されたコンテンツデータの保存が可能なクラウド上のサーバです。カメラ1台につきストレージ容量は32GBです。
- ④ 管理画面アプリとは、パソコンに管理画面アプリをインストールすることで、カメラ端末のリアルタイム映像確認など、カメラ端末の管理をすることができ、また、カメラ端末の位置情報確認やSOSアラートの受信が行えるアプリです。
- ⑤ SIMカードとは、カメラ端末が通信を行うために必要な情報が入ったICチップを搭載したカードです。本サービスは、当社が指定するSIMカードでのみ利用することができます。
- ⑥ コンテンツデータとは、カメラ端末で撮影した画像や動画、録音した音声、入力したテキストなどのデータです。
- ⑦ MOT/Phoneウェアラブルカメラ版とは、当社が提供するクラウドPBX「MOT/TEL」のAndroid用アプリケーション(以下、「本アプリ」といいます)を本サービス専用カスタマイズしたものです。この本アプリをインストールしたパソコンやカメラ端末を、場所を選ばず会社の内線番号として利用することが可能です。本サービスでは、カメラ端末1台につき1内線が付与されます。外線の発信及び着信を利用する場合は、別途、当社が提供するクラウドPBX「MOT/TEL」の外線アダプタをレンタル利用する契約が必要となります。
- ⑧ MOT/HGとは、本アプリの内線の設定等に必要な当社が提供するクラウドサービスです。本サービス1契約につき1IDが付与されます。

### 第4条 (利用申込)

本サービスの利用申込をする者(以下、「申込者」といいます)は、当社が別に定めるサービス加入申込書(以下、「申込書」といいます。)を当社に提出するものとします。

### 第5条 (申込の拒絶)

当社は、次の各号に該当すると判断した場合には、申込者の本サービスの利用申込を承諾しない場合があります。なお、その場合は当社より申込者に対し、その旨を通知するものとします。

- ① 申込者が第20条1項各号のいずれかに該当するとき
- ② 申込者が過去において第20条1項各号のいずれかに該当したとき
- ③ 申込者が申込書に虚偽の事実を記載したとき
- ④ 申込者の指定した口座が、料金収納代行会社や金融機関等により、利用の差止めが行われているとき
- ⑤ 当社が本サービスを提供することに著しく困難な状況にあるとき
- ⑥ その他、前各号に準ずる場合で当社が利用契約の締結を適当でないと判断したとき

**第6条 (契約の成立と有効期間)**

利用契約は、第4条に基づく申込者からの利用申込を当社が承諾したときに申込日に遡って成立するものとします。

2. 利用契約の有効期間は、利用契約の成立日から、契約開始日の翌月を起算月として2年間が経過した月の末日までとします。ただし、期間満了月の前月10日までに契約者又は当社から更新しない旨の文書による意思表示がない場合、利用契約は同一条件で更に2年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。
3. 前項の定めに関わらず、当社と契約者との間で別途課金開始月を定めた場合は、利用契約の有効期間は、利用契約の成日から、定められた課金開始月を起算月として2年間が経過した月の末日までとします。なお、期間満了時の取り扱い等は前項に準ずるものとします。

**第7条 (機器等の準備)**

契約者は、自己の責任と費用負担で本サービスの利用に必要なカメラ端末や機器、ソフトウェア、通信機器、又はサーバとの情報を送受信する為の設備環境等を準備し、その維持及び管理を行うものとします。

**第8条 (提供区域)**

本サービスの提供地域は日本国内とします。

**第9条 (本サービスの提供内容)**

当社が契約者に提供する本サービスの内容は以下のとおりとします。

- ① 管理画面アプリをインストールしたパソコンでログインすることで、クラウドサーバに保存されたコンテンツデータをダウンロードや視聴ができ、またリアルタイムでカメラの映像の視聴や、GPSによる位置情報の確認ができるサービス  
なお、GPSによる位置情報の確認には、以下いずれかの当社以外の第三者が提供するサービス(以下、「外部サービス」といいます。)の利用が必要となります。

項目	OSM (Open Street Map)	Google Maps Platform Enterprise (Map Tiles API:Photorealistic 3D Tile)
契約	無償	有償。契約者がGoogleと直接契約を締結
課金	なし	従量課金制
URL	<a href="https://www.openstreetmap.org/about">https://www.openstreetmap.org/about</a>	<a href="https://mapsplatform.google.com/pricing/">https://mapsplatform.google.com/pricing/</a>

② カメラ端末を利用して、撮影・録画を行い、クラウドサーバへコンテンツデータの保存ができるサービス

③ カメラ端末を利用して、カメラ端末同士又は管理者との間で本アプリを利用して内線通話ができるサービス

2. 前項の定めに関わらず、当社は、本サービスの内容の全部又は一部を変更又は追加することができるものとします。ただし、当該変更又は追加によって、変更又は追加前の本サービスの全ての機能・性能が維持されることを保証するものではなく、当社はこれにより契約者に生じた不利益、損害について責任を負いません。

**第10条 (ユーザー名・パスワードの発行・管理)**

当社は、本サービスを利用するためのアクセスに必要なユーザー名及びパスワード(以下、「ユーザー名・パスワード」といいます。)を契約者に対して発行します。

2. 契約者は、ユーザー名・パスワードについて、善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが第三者に漏洩しないように厳重に保持しなければなりません。また、契約者は、当該ユーザー名・パスワードを第三者に開示、利用、貸与、譲渡、担保提供その他の処分をすることはできません。
3. ユーザー名・パスワードの管理不十分だったために起きた情報の漏洩、使用上の過誤、保管不全、第三者の使用又は不正アクセス等による損害の責任は契約者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。また、契約者は、本サービスの不正使用やセキュリティ上の侵害を発見した場合は、当社へ通知することとします。
4. 契約者は、ウイルス、ワーム、トロイの木馬(以下、「コンピュータウイルス等」といいます。)、その他の有害かつ破壊的なコンテンツから契約者自身のコンピュータシステムを保護するために、必要に応じて予防策をとる責任があります。当社は契約者が何らかの方法で取得した外部コンテンツに起因する損害に対しては如何なる責任も負いません。

**第11条 (カメラ端末の故障対応)**

本サービスの利用に不具合が生じた時は、不具合解消のための電話でのサポート等の保守対応を行います。保守対応の受付時間は平日10時～18時までです。

2. 保守対応に伴う機器等の送料は、元払いにより契約者の負担とします。また、その他の保守対応にかかる費用の支払いについては、別途当社からの請求に従うものとします。

**第12条 (利用料金等)**

本サービスの利用にあたり、契約者は申込書に定めた内容に従い、本サービスの月額利用料及び関連費用等(以下、「利用料金等」といいます)を当社に支払うものとします。なお、利用料金等は、毎月、暦月に従って次の各号に基づき算出される

ものとしします。

- ① 利用料金等の額は、本サービスの利用月の利用料金等の合計額とします。
  - ② 契約開始日の翌月から利用料金等の支払対象となります。
  - ③ 契約終了の日付に関わらず、終了月の利用料金等は、日割計算をせず1か月分となります。
  - ④ 契約者が利用する本サービスの内容変更を行った場合、変更を行った月の利用料金等は、変更前と変更後の金額のうち、いずれか高い方の金額を当該月の利用料金等として適用し、日割り計算は行いません。
2. 第20条の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても、本サービスの利用料金等の算出については、本サービスの提供があったものとして取り扱います。

### 第13条 (利用料金等の支払方法)

利用料金等の支払は、当社の発行する請求書に従って、当社の指定する銀行口座への振込、又は当社が指定する料金収納代行会社による当社が指定した期日での口座振替若しくはクレジットカード決済によるものとしします。振込手数料等は契約者の負担としします。

2. 前項に規定する請求日及び支払期日は、当社又は料金収納代行会社が別途契約者に通知した上で変更することがあります。
3. 本サービスの利用料金等が改定された場合、契約者によって既に支払われた利用料金等と改定された利用料金等との過不足は、改定後の利用料金等の適用日を含む月に精算するものとしします。また料金値下げの場合、債権債務が相当額をもってそれぞれに発生日にて相殺されることを、契約者及び当社はあらかじめ合意するものとしします。

### 第14条 (債権の譲渡)

当社は、利用料金等その他、契約者に対し当社が有する債権の全部又は一部を第三者に譲渡することがあります。

2. 当社は、前項により債権の譲渡を行う場合、あらかじめ当社所定の方法により契約者に通知します。

### 第15条 (遅延損害金)

契約者が、当社に対する利用料金等その他の利用契約に関する債務について支払期日を経過してもなお支払わない場合、契約者は、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の割合で計算して得た金額を、遅延損害金として当社に支払うものとしします。

### 第16条 (消費税等)

契約者が、当社に対し利用契約に関する債務を支払う場合において、支払を要する額は、別に定める利用料金等の額に消費税相当額(消費税法、昭和63年法律第108号及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額)を加算した額としします。

### 第17条 (権利の譲渡等の制限)

契約者は、利用契約に基づく契約者の地位、権利又は義務について、これを第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供することはできません。

### 第18条 (利用契約の内容変更)

契約者は、利用契約の内容変更を希望する場合は、当社所定の申込書に必要事項を記入して当社に提出するものとしします。

2. 契約者は、利用契約の内容変更を行った場合、変更後の申込書に定める利用料金等を支払うものとしします。

### 第19条 (契約者情報の変更)

契約者は、本サービスの利用申込をした際に当社に提出した申込情報に変更があったときには、速やかに変更の内容を当社に通知するものとしします。

### 第20条 (提供の停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、契約者の同意なく本サービスの提供を停止することができます。

- ① 利用料金等又は遅延損害金等を支払期日までに支払わないとき
- ② 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為を行ったと認められるとき
- ③ 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、又はそのおそれのある行為を行ったと認められるとき
- ④ 当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為を行ったと認められるとき
- ⑤ 契約者が利用申込を行った申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- ⑥ 料金収納代行会社又は金融機関が、契約者の指定した支払口座を使用できなくなったとき

- ⑦ 本約款の規定に違反する行為で、当社の業務遂行に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき
  - ⑧ 第17条の規定に違反したとき
  - ⑨ 前各号に掲げる事項の他、当社が不適切と判断するとき
2. 当社は、本条により契約者に生じた不利益、損害について一切の責任を負わないものとします。

#### 第21条（提供の中断）

当社は、当社の設備の保守、工事又は障害等やむを得ないときには、本サービスの提供を一時中断することがあります。本サービスの提供を中断する場合は、当社は契約者に対し、その旨とサービス中断の期間を事前に電子メール、書面又は当社のホームページに掲載することにより通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。なお、当社は、本条により契約者に生じた不利益、損害について一切の責任を負わないものとします。

#### 第22条（提供の制限）

当社は、天災事変その他の非常事態の発生により、通信需要が急増するなどしてアクセスが短期間に集中することで輻輳し通信の一部又は全部が接続することができなくなった場合、あるいはそのおそれがある場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため本サービスの提供を制限し、又は一定期間中断する措置を取ることがあります。

- 2. 当社は、契約者が当社の設備に過大な負荷を生じる行為をしたときには提供を制限することがあります。
- 3. 当社は、本条により契約者に生じた不利益、損害について一切の責任を負わないものとします。

#### 第23条（本サービスの終了）

当社は、本サービスの全部又は一部の提供を終了することがあります。この場合、当社はその1か月前までに契約者に通知いたします。なお、本条に基づく本サービスの全部又は一部のサービスの終了により契約者が損害を被ったとしても、当社はその損害について一切の責任を負わないものとします。

#### 第24条（契約者による解約）

契約者が利用契約の有効期間中に解約を希望する場合、解約希望月の前月10日までに以下の連絡先へ電話で申請することにより、解約希望月の末日に利用契約を解約できるものとします。

##### 【解約受付センター】

電話番号：0120-117-440 受付時間：9：00～22：30（年中無休）

- 2. 前項の規定に基づき利用契約を解約した場合又は第6条第2項に基づき有効期間満了により利用契約が終了した場合、利用料金等の支払いは第12条及び第13条の規定によるものとします。
- 3. 第1項の規定に基づき利用契約を解約した場合又は契約者の責めに帰する事由により利用契約が解除された場合は、契約者は当社に対し、利用契約に定める有効期間の残期間分の利用料金等相当額を解約違約金として支払うものとします。

#### 第25条（当社が行う契約の解除）

当社は第20条の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が、提供の停止期間中になお、その事由を解消しない場合、又は、利用契約の継続が本サービスの提供に著しい支障をきたす恐れがあると当社が判断した場合、契約者との利用契約を解除できるものとします。

- 2. 前項のほか、当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの通知等を要することなく、利用契約を解除することができます。
  - ① 本約款のいずれかの条項に違反した場合
  - ② 当社、他の契約者その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合
  - ③ 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
  - ④ 自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は電子交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合
  - ⑤ 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
  - ⑥ 租税公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑦ 監督官庁から事業停止処分、又は事業免許若しくは事業登録の取消処分その他これらに準じる処分を受けた場合
  - ⑧ 当社からの連絡に対して応答がない場合
- 3. 前二項により利用契約が解除された場合において、契約者は当社に対し、第24条第3項に定める解約違約金を支払うものとします。また、契約者が利用料金等の前払いをしていた等の場合であっても、当社は当該費用を一切返還しないものとします。
- 4. 当社によって利用契約を解除された者が再び本サービスの利用を希望する場合は、利用契約を解除された原因を除去した後に、新たに所定の利用申込みをするものとします。
- 5. 当社は、本条に定める利用契約の解除を行った場合であっても、当該契約者に対する損害賠償請求権を失わないものとします。

## 第26条 (反社会的勢力の排除)

契約者及び当社は、相手方が第2項から第4項までのいずれかの項に反する場合に何らの催告を要せず利用契約を解除することができるものとします。また、これにより解除した当事者に損害が生じた場合は解除を受けた当事者が賠償するものとします。

2. 現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力の何れにも該当しないこと。
  - ① 暴力団
  - ② 暴力団員
  - ③ 暴力団準構成員
  - ④ 暴力団関係企業
  - ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
  - ⑥ その他、前各号に準ずるもの
3. 現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会性勢力と親密な友好関係にある者（以下、「反社会性勢力等」といいます）と次の各号の何れにも該当する関係を有しないこと。
  - ① 反社会性勢力等によって、その経営を支配されている関係
  - ② 反社会性勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
  - ③ 反社会性勢力等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
  - ④ その他、反社会性勢力等との社会的に非難されるべき関係
4. 相手方に対して自ら又は第三者を利用して次の各号の何れの行為もしないこと。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他、前各号に準ずる行為

## 第27条 (自己責任の原則)

本サービスの利用及び本サービスを利用して行われる情報の受発信又は閲覧は、すべて契約者の責任において行われるものとし、当該情報の内容及びその使用結果ならびに本サービスの利用により生じた契約者その他の第三者の損害については、当社はいかなる責任も負わないものとします。

2. 契約者は、クラウドサーバの故障等はやむを得ない事由により、自己の情報が棄損、滅失することがあることをあらかじめ承諾します。
3. 契約者が本サービスを利用して受発信する情報に対する不正アクセスや改ざんについて、当社の故意又は重大な過失がある場合を除き、当社はいかなる責めも負わないものとします。
4. 本サービスを利用して受発信又は閲覧された情報に関連して契約者と第三者との間で紛争が生じた場合には、契約者は自己の責任と費用負担において当該紛争を処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に関連して第三者の行為により損害を被った場合も同様とします。
5. 当社が、契約者による本サービスの利用により損害を被った場合には、契約者に対しその損害賠償を請求することができるものとします。

## 第28条 (目的外使用の禁止)

契約者は、有償、無償を問わず、本サービスを第三者のために利用し、又は契約者が第三者に提供する他のサービス等に本サービスを組み込み、あるいは一体化させ、若しくは付加価値サービスの一環として本サービスを利用しないものとします。

2. 契約者は、本サービスが、撮影・録画できるカメラ端末を利用することから、本サービスの利用に際しては第三者に対するプライバシー権の侵害に配慮する義務を負うものとします。
3. 契約者は本サービスを利用する者に対し、前項及びその他本サービスの利用に関わる本約款の事項について遵守させる義務を負うものとします。

## 第29条 (禁止事項)

契約者は、本サービスの利用権について、第三者に対する再利用権の設定、頒布、販売、譲渡若しくは貸与を行わないものとします。

2. 契約者は、当社の承諾なくしてカメラ端末に本アプリ以外のアプリのインストールを行わないものとします。
3. 契約者は、本サービスに使用されているシステムやアプリケーションを逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを行ってはならず、またソフトウェアのソースコード、構造、アイデアを解明するような行為は行わないものとします。
4. 契約者は、本サービスに使用されているシステムやアプリケーションを変更、改造する行為、システムに組み込まれてい

るセキュリティデバイス又は、セキュリティコードを破壊する行為、その他本サービスの提供を妨害する行為を行わず、また第三者にかかる行為を助長する行為を行わないものとします。

5. 契約者は、自ら又は第三者をして、次の行為を行ってはならないものとします。
  - ① 当社又は第三者の知的財産権若しくはその他の権利を侵害する行為
  - ② 第三者の財産権、プライバシー権又は肖像権等を侵害する行為
  - ③ 第三者を差別又は誹謗中傷する行為
  - ④ 他の契約者、当社、その他第三者の信用若しくは名誉を毀損する行為
  - ⑤ わいせつ、児童ポルノ、児童虐待等にあたる画像・映像又は文書の送信及び掲載
  - ⑥ 詐欺その他の犯罪行為
  - ⑦ 事実と反する情報を掲載する行為又は第三者の情報を改ざん・消去する行為
  - ⑧ 選挙運動又はこれに類似する行為
  - ⑨ 第三者になりすまして本サービスを利用及び情報を掲載する行為
  - ⑩ ウイルス・プログラムその他の有害プログラム等の送信又は掲載する行為
  - ⑪ 第三者の機器、設備の利用又は運用に支障を及ぼす行為
  - ⑫ 法令若しくは公序良俗に違反する行為又は第三者に不利益を与える行為
  - ⑬ 当社の本サービスの運営、維持、提供に支障を及ぼす行為
  - ⑭ 当社に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること
  - ⑮ 偽計又は威力を用いて当社の業務を妨害する行為
  - ⑯ 当社に対して不当要求を行う行為
  - ⑰ 当社若しくは契約者が遵守すべき規則(当社又は契約者が所属する業界団体の内部規則を含む。)に違反する行為
  - ⑱ 本サービスを通じて当社所定の容量を超えるデータを当社のサーバ等に送信する行為
  - ⑲ 本サービスに係るサーバ等のアクセス制御機能の全部又は一部を解除、妨害又は回避する行為(かかる解除、妨害又は回避を目的とした情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為を含む。)
  - ⑳ SIMカードを本サービス以外で利用をする行為
  - ㉑ 当社が指定していないSIMカードを用いて本サービスで利用する行為

### 第30条 (免責)

本サービスの正当性・完全性・有用性・正確性・安全性・利便性等について、当社は一切の保証をしません。また、当社は、本サービスに中断、中止その他の障害が生じないことを保証しません。

2. 契約者が本サービスを通じて得られた情報の正当性・完全性・有用性・正確性・安全性・利便性等については、契約者が契約者の責任で判断するものとし、当該情報の利用によって生じた損害については、当社は契約者に対して一切の責任を負わないものとします。
3. 契約者が本サービスの利用によって第三者に損害を与えた場合、契約者は自己の責任をもって解決するものとし、当社に損害を与えないものとします。当社が当該第三者に対して損害の賠償をした場合、契約者は当社からの求償請求に応じ、直ちに求償請求額の全額を支払うものとします。
4. 本サービスを通じて契約者が提供する情報については、すべて契約者の責任のもとで提供されるものとし、当社はその内容の正確性、正当性あるいはその内容から発生するあらゆる問題について関知せず、一切の責任を負いません。
5. 利用契約が終了した場合、又は当社が本サービスの提供を終了する場合において、契約者が利用していた本サービス上に保管されているデータの全ては、当社の判断で、契約者に対して何ら告知なく当社が削除できるものとし、これにより契約者に損害が発生したとしても当社は一切の責任を負いません。
6. 契約者は自らが使用するパソコンやサーバ、ネットワーク機器等の設定や、それらの仕様や設定等、契約者固有の環境及びデータの問題や、契約者が利用しているインターネット回線やその他設備の故障など外的な要因に起因した問題、それらの機器がコンピュータウイルス等の影響によりデータが流出、破損、棄損及び消失について、当社に一切の責任がないことを承諾するものとします。
7. 本サービスは、クラウドサーバのストレージ32GBを超えてコンテンツデータ等をアップロードした場合、古いコンテンツデータ等から削除します。当該削除の場合は本条9項の規定が適用されるものとします。
8. 当社は、本サービスの内容すべてを常時行えることを保証するものではありません。契約者は、本サービスの利用に供する装置、ソフトウェア又は通信網の瑕疵、障害、動作不良若しくは不具合、その他の事由により、コンテンツデータのアップロードやビデオ通話、カメラ映像のライブ視聴、遡り再生等本サービスを使わず、又はコンテンツデータが削除される場合があることを認識し、承諾するものとします。
9. 当社は、本サービスにおいてサービスが利用できないこと、又は当社がコンテンツデータを削除したことにより契約者が損害を被った場合においても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、かかる損害について一切の責任を負いません。
10. 当社は、契約者が本サービスの利用に伴って負担するあらゆるデータ通信料について一切の責任を負わないものとします。
11. 本サービスの利用に起因して生じた契約者又は第三者の間接的損害、偶発的損害、付随的損害、結果的損害、逸失利益又は特別損害については、当社はいかなる責任も負わないものとします。
12. 本サービスは、外部サービスと連携する場合がありますが、当社は、かかる連携を保証するものではなく、外部サービスとの連携が中止、中断、終了した場合でも、当社は一切の責任を負いません。また、契約者は外部サービスを利用する場合、外

部サービスの利用規約等について遵守することとし、当社は契約者と外部サービスの契約について一切の責任を負いません。

### 第31条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により契約者に対し本サービスを提供しなかったときは、本サービスを利用できないことを当社が知った時刻から起算して連続して72時間以上契約者が本サービスを利用できなかった場合に限り、契約者からの請求により、その利用料金等の支払い対象月における支払済みの利用料金額を限度として損害の賠償をします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3か月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとし、

2. 前項のほか、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合でも、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社は契約者に対して、一切の責任を負わないものとし、

### 第32条（秘密保持）

契約者及び当社は、利用契約に関して互いに知り得た相手方の業務上、又は技術上の秘密を第三者に漏洩しないものとし、

- ① 相手方から知得する前に、既に自ら所有していた場合
- ② 相手方から知得する前に、既に公知であった場合
- ③ 相手方から知得した後に、自らの責めによらず公知となった場合
- ④ 正当な権限を有する第三者から機密保持の義務を負わずに入手した場合
- ⑤ 独自に開発したことが立証できる場合

2. 前項の守秘義務は、利用契約終了後も効力を有するものとし、

### 第33条（個人情報の管理）

当社は、本サービスに関連して契約者から取得した個人情報を、当社の定める「個人情報保護方針」 (<https://usen-camera.co.jp/rule/statement.pdf>) 及び「個人情報の取扱いについて」 (<https://usen-camera.co.jp/privacy2.php>) に従い適正に取り扱います。

2. 当社は、契約者が利用申込書等に記載して知り得た契約者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の情報を、以下の目的で使用することがあります。契約者の事前の承諾なく、以下の目的以外に使用はいたしません。
  - ① 利用契約の締結、継続、変更、解約に関すること
  - ② 本サービスのカスタマーサポート、テクニカルサポート等の保守サポートの提供
  - ③ 当社及び第三者のサービスにおける商品及びサービスの案内、キャンペーン情報（含む広告、宣伝）のご提供、販売の勧誘（電話、郵送、メール等の方法による）
  - ④ 当社のサービスにおける新商品及び新サービスの開発のための意見や感想のお願い、その他マーケティング調査への回答のお願い
  - ⑤ キャンペーン情報その他特典サービスのご提供
  - ⑥ 統計資料の作成

### 第34条（本サービスの知的財産権）

本サービスに関する知的財産権は当社又はカメラ端末のメーカーに帰属します。当社は、契約者に一切の知的財産権等を付与・移転することなく、本約款に従った非独占的な利用権のみを付与します。

### 第35条（第三者への委託）

当社は、当社の裁量により、本サービスに関する業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとし、

### 第36条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本約款の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有します。当社及び契約者は、当該無効若しくは執行不能とされた条項又は部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに修正された本約款に拘束されることに同意します。

2. 本約款のいずれかの条項又はその一部が、ある契約者との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他の契約者との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとし、

### 第37条（準拠法及び管轄裁判所）

利用契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法を準拠法とします。また、利用契約に関する訴訟は、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

**第38条 (存続条項)**

契約期間の満了、解除又は解約その他の事由により利用契約が終了した場合でも、第15条(遅延損害金)、第17条(権利の譲渡等の制限)、第20条(提供の停止)第3項、第21条(提供の中断)なお書、第22条(提供の制限)第3項、第23条(本サービスの終了)、第25条(当社が行う契約の解除)、第26条(反社会的勢力の排除)、第30条(免責)、第31条(責任の制限)、第32条(秘密保持)、第33条(個人情報の管理)、第34条(本サービスの知的財産権)、第36条(分離可能性)、第37条(準拠法及び管轄裁判所)、本条の規定は、なお有効とします。

附則

2026年6月1日制定